朝日新聞
7 総合 13版▲ 2016年(平成28年)10月14日 金曜日

けいざい+ 深話

非正規はいま 下

介護職 持病抱え残業まで

仙台市のデイサービスの事業所でパートとして働いていた30代の女性の生活は、昨年秋に一変した。

「ひどい勤務シフトでうつのような症状が出て、体がおかしくなりました」

女性が働いていたのは、「お泊まりデイ」と呼ばれるサービスを提供している「茶話本舗」の事業所だった。昼間に通って介護保険が使えるデイサービスに加え、介護保険が使えない夜間の宿泊サービスを提供し、1晩1万円前後で宿泊を受け入れている。このため、パートも週に1回程度の夜勤をこなしていた。

夜勤明けの朝、ふらふらで自宅に帰ると、携帯電話が鳴った。「社長が迎えに行ったから」。まもなく自宅に現れた社長の車に乗せられ、事業所に戻った。准看護師の資格がある女性は、デイサービスの利用者に注射などの医療行為が必要になると、頼りにされていた。作業はものの5分程度。社長の車で再び自宅に送り届けられた。タイムカードは押させてもらえなかった。女性によると、そんなことが何度かあったという。

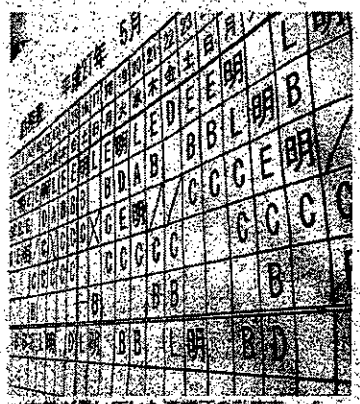

女性が働いていた事業所の勤務表。パートでも細直な日の勤務がついている

女性は宮城県内の病院で働いていたが、東日本大震災を機に精神疾患を患った。医療機関へ通院を続けながら、2013年末から週1回程度、この事業所で働き始めた。「最初はリハビリのつもりでした。通院の時間は十分確保するという約束でした」

ところが、女性によると、翌年の夏にパートのまま週5日程度の勤務になり、残業は月数十時間にのぼったという。「いつも仕事に追われ、休日も心の休まらない日々でした」

女性は労働組合の「介護・保育ユニオン」に加入し、残業代の未払い分の支払いや、体調が悪化して通院にかかった費用などを求めて、この事業所をフランチャイズで運営する会社と団体交渉している。

勤務形態の変更については、「事業所の求めに応じた」という女性と、女性の希望だったという事業所側で言い分は食い違う。

だが、事業所側は残業代の未払いは一部認め、支払いに応じた。残業代の未払いや、勤務中に休憩をとらせていなかったことについて労働基準監督署から是正勧告も受けた。事業所を運営する会社の経営者は「勧告内容はすべて改善した」と話している。

女性はいま、別のデイサービスでパートとして働く。酔した体調は完全には戻っていない。通院を続けながら、月に18日前後働いている。月給は手取りで17万円程度。「生活に余裕はない」という。

介護労働安定センターの調査では、介護に携わる従業員の約45%が非正規。全産業の4割弱と比べて比率は高い。重労働で責任も重いわりに賃金が低いため、離職率も高い。このままでは、介護人材の不足はますます深刻になりかねない。

「技能や経験に応じた給料アップの仕組みを創るなど(介護職員の)処遇の改善に取り組みます」。安倍晋三首相は先月26日の所信表明演説でそう宣言した。政権は17年度に介護職員の賃金を月平均約1万円引き上げる方針を掲げる。

「介護離職ゼロ」を目指して50万人分の介護の受け皿を前倒しで整備するとしているが、介護現場を支える非正規労働者の待遇改善なしに目標達成はおぼつかない。賃上げだけでなく、労働環境を改善できるかも問われている。(北川慎一)

■ご意見は、keizai@asahi.comまで。